

投資信託積立取引クレジットカード決済約款

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、お客様が楽天証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で契約する投資信託受益証券又は受益権（以下「投資信託」といいます。）の累積投資契約に基づく定時定額買付取引（以下「投信積立」といいます。）のうち、クレジットカードのクレジット枠を利用した決済（以下「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

（投信積立）

第2条 お客様は、本約款及び「投資信託積立取引約款」の内容を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。但し、買付日の設定については本約款第7条に従うものとします。

（他の規定等の準用）

第3条 この約款に定めのない事項については、「総合証券取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「投資信託積立取引約款」その他の規定、約款により取り扱うものとします。

（ご利用の申込み）

第4条 お客様は、本サービスの利用を希望する場合、当社が定める方法により申込みを行うものとします。当社の定める要件を充たした申込につき、当社は、本サービスの利用を承諾します。

（ご利用可能なクレジットカード）

第5条 本サービスにおいて、お客様が利用できるクレジットカードは、お客様の当社における証券総合取引口座と名義が同一のものと限ります。

2 本サービスにおいて、お客様が利用できるクレジットカードは以下のとおりです。

① 楽天カード（提携カードを含む。）

（本サービスの取引形態）

第6条 本サービスをご利用になるお客様は、当社の定める毎月一定の日にお客様の指定する投資信託（以下「指定投資信託」といいます。）の買付金額（以下「設定金額」といいます。）をクレジットカード会社をして支払わせることにより決済するものとします（以下「クレジットカード決済」といいます。）。その際、当社はクレジットカード会社に対して与信照会を行い、クレジットカード会社より与信結果を受理又は確認後、クレジットカード会社が当社の証券総合取引口座に支払う立替金を基に指定投資信託を買い付けます。但し、当社又はクレジットカード会社でシステム障害等の不可抗力事由が発生し、当社の証券総合取引口座に支払われる立替金の入金が遅延した場合は指定投資信託の買付けが行われない場合があります。

2 お客様は、当社の定める金額以上かつ当社の定める単位で設定金額を指定するものとします。

3 本サービスを利用した投信積立のお客様一人当たりの1か月間の設定金額の総額は10万円を限度とします。

（買付日の設定）

第7条 お客様は、当社の定める毎月一定の日に、設定金額に基づき、指定投資信託の買付を行うことを

当社に申し込むものとします。

- 2 お客様は、クレジットカード決済による投信積立を利用する場合、特定月の設定金額を増額することはできません。

(設定・注文の取消)

第8条 お客様は、当社の定める方法によって、指定投資信託の注文を取消することができます。

- 2 クレジットカード決済を行った日以降に指定投資信託の注文の取消を行う場合、取消された注文の買付金額はお客様の証券総合取引口座に入金されず、クレジットカード会社がクレジットカード会社所定の方法で返金手続きを行うものとします。
- 3 お客様は、クレジットカード決済を行った日以降に取消された注文に係る指定投資信託については、クレジットカード決済を利用して、当月中に再度注文することができません。

(申込内容の変更)

第9条 お客様は、当社所定の手続きにより本サービスの申込内容の変更を行うことができます。

(届出事項の変更)

第10条 お客様は、当社又はクレジットカード会社への届出事項に変更があった場合は、速やかに各々の会社に届出るものとします。

(解約)

第11条 次の各号のいずれかに該当したときに当社は本サービスを解約することができるものとします。

- ① お客様が当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- ② お客様が本サービスを利用する資格を喪失した場合(総合証券取引約款第53条に掲げる解約事由に該当した場合を含みますがこれに限りません。)
- ③ 3回連続してクレジットカード決済ができなかった場合(お客様の責めに帰すべからざる事由による場合を除きます。)
- ④ 当社が本サービスの解約を申し出た場合
- ⑤ 当社が本サービスを営むことができなくなった場合

(本約款の変更)

第12条 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

※2024年3月8日改定分は2024年3月10日から適用されます。

以上

(2024年3月)